

(別紙) 計量調査等特記事項

1 調査項目

(1) 家庭ごみ排出原単位調査

家庭から集積所に排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の一人1日当りの原単位を把握する。把握に必要な次の調査を行うこと。

ア 実施内容

(ア) 区の指定した集積所を調査対象とすること

(イ) 集積所に持ち出された可燃ごみをその場で計量しあわせて世帯人数と保管日数、事業系ごみの混入の有無について聞き取りを行うこと。

(ウ) 調査期間は2週間とし、下記の対象集積所において可燃ごみを各1回ずつ調査すること。

(以下の対象集積所は、平成17年、平成22年、平成27年と同じ集積所)

(戸建住宅地域、集合住宅地域、住商混在地域の3つ地域からそれぞれ2か所の地区)

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|--------------|---------------|-------------|-------------|
| | 北千束 2-10-1 | 北千束 3-18-5 | 石川町 1-13-5 | 石川町 1-31 | 南六郷 2-35 | 仲六郷 1-6 | 多摩川 2-24 | 池上 5-28 | 大森北 4,5丁目 | 山王 3-14,15 | 大森西 2-17 | 中央 3-7,8 |
| 可燃 | 戸建① | 戸建② | 戸建③ | 戸建④ | 集合① | 集合② | 集合③ | 集合④ | 住商① | 住商② | 住商③ | 住商④ |

(エ) ワンルームマンションに排出されたごみの総重量を測定し、単身若年者の排出原単位を推計すること。

イ 把握事項

(ア) 1人1日当たりの可燃ごみ及びプラスチックの排出原単位 (g/人・日) の把握

(イ) 不燃ごみ、資源ごみの排出原単位の推計

(2) 事業所ごみアンケート調査

ごみ処理・リサイクルに対する事業所の行動や意向、事業系不用物がどのような方法で資源化されているかを把握するため、次の調査を行うこと。

ア 実施内容

(ア) 事業所(無作為に抽出した約2,000事業所)に対して、アンケート票を郵送にて発送すること。なお、事業所の抽出については、受託者が行うものとする。

(イ) 調査票の設計にあたっては区と十分な協議を行うこと。

(ウ) アンケート回答の分析を行うこと。

イ 把握事項

(ア) 各回答事業所の概要

(イ) 各事業所のごみや資源の保管場所と委託状況

(ウ) 各事業所の各種不用物の量と処分方法

なお、上記(1)(2)調査の詳細については、受託者がプロポーザルにおける企画書及びプレゼンテーション(ヒアリングに対する回答も含む)で提示した内容をもとに、協議の上実施することとする。

2 成果物

調査報告書作成し、電子ファイル一式を納品する。電子データの提出に際しては、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出、駆除のための最新の処理を実施し、CDまたはDVDに複写して提出する。

3 その他

- (1) 万が一事故が発生したときには、直ちに大田区に報告するとともに、受託者の責任において適切に処置を講ずること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (3) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (4) 委託期間中、関係機関や地域住民との調整のため会議や打ち合わせを行うときは、会議等に立ち会うとともに、必要な資料作成や記録等の協力を行うこと。
- (5) 事業の進捗状況に応じて中間報告し、大田区の指示に従うこと。また、その本作業に係る大田区との打ち合わせ内容及び指示事項等を、議事録に詳細かつ正確に記録すること。
- (6) 受託者は、作業の着手に先立ち、「委託着手届」を提出すること。
- (7) 受託者は、作業完了後速やかに成果品の検査を受けるとともに、「完了届」、「納品書」、「請求書」を提出すること。
- (8) 成果品の提供方法など、詳細は大田区の指示に従うこと。

(案)

- (9) 調査において、個人情報が含まれる廃棄物等を発見した際は、調査終了後、確実に廃棄処理過程へ復したうえ、必要に応じて、大田区へ報告すること。
- (10) この指示書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、大田区と受託者との協議のうえ、決定するものとする。